中小企業関連団体 各位

中小企業庁

消費税軽減税率対策費補助金に係る協力依頼について

平素より軽減税率対策補助金の執行及び中小企業・小規模事業者支援対策の遂 行に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年 10 月から実施されている消費税軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の円滑な事業活動を支援するため、平成 28 年4月より交付している軽減税率対策補助金について、申請期限である令和元年 12 月 16 日が目前に迫っています。

9月30日までにレジの設置及び支払が完了している事業者は、必要書類をそろえて、12月16日までに申請書を提出する必要があります。速やかな申請手続きのご 指導をお願いします。

一方で、9月30日までに契約締結が済んでおり、設置及び支払が10月1日以降になる事業者は、12月16日までにレジの設置及び支払を完了させた上で申請書を提出する必要があります。申請書に加え9月30日までの契約書類も必要となります・まずは、軽減税率対策補助金事務局(軽減税率コールセンター)に照会するようご指導をお願いします。

各団体の皆様におかれましては、事業者の申請支援への御協力を引き続きお願いいたします。

以上